

# 就学援助の申請について

広尾町教育委員会

広尾町では、経済的な事情等によって、小中学校への就学が困難な家庭のお子さんたちに楽しい学校生活を送ってもらうために、学用品費・体育実技用具費などの援助をしています。

令和8年度に就学援助を希望される方は、申請書等に必要事項を記入の上、現在通っている学校または教育委員会管理課学校教育係へ提出してください。

なお、必要に応じて民生委員が訪問することがあります。

また、現在生活保護を受けている方は、今回申請する必要はありません。

## 援助を受けることができる対象

- ① 現在生活保護を受けている
- ② 前年度又は当該年度に次のいずれかの措置を受けた、又は次の理由により生活が困窮している
  - ・生活保護の停止又は廃止を受けた
  - ・町民税の非課税又は減免を受けた
  - ・個人事業税又は固定資産税の減免を受けた
  - ・国民健康保険税の減免を受けた
  - ・国民年金の保険料の免除を受けた
  - ・児童扶養手当の支給を受けた
  - ・生活福祉資金の貸付を受けた
  - ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である
  - ・職業が不安定である
  - ・PTA会費、学級費等が免除されている
  - ・長期療養、火災、交通事故等不慮の災害にあった
  - ・失業、倒産などで著しく収入減となった
- ③ その他特別な事情により著しく生活が困窮している

## 提出していただく書類

- ① 令和8年度就学援助費認定申請書（学校1校につき1枚） ※ 記入・押印漏れにご注意ください。
- ② 振込口座申出書（新規申請の方 及び 前年から変更のある方のみ）

## 提出先

お子さんが通っている学校（担任の先生）

または 広尾町教育委員会管理課（持参 または 郵送：〒089-2692 広尾町西4条7丁目1）

## 次のような援助が受けられます（予定）

項目	対象学年	援助額	
学用品費	全学年	小1 1,600円	小2～6 15,500円
		中1 2,310円	中2・3 27,310円
新入学学用品費	小1・中1	小1 75,930円	
		中1 103,730円	
体育実技用具費	小1・小4	スケート授業のみ実施する学校	11,810円
		スキー授業を実施する学校	26,500円
修学旅行費	修学旅行実施学年	保護者が学校に納める額	
医療費	全学年	学校保健安全法に定められた疾病の治療に要した金額（トラコーマ、結膜炎白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫）	
クラブ活動費	中1～3	クラブ活動にかかる経費のうち、一律に負担すべき経費（上限あり）	
生徒会費・学級費	全学年	生徒会費及び学級費として一律に負担すべき経費（上限あり）	
PTA会費	全学年	PTA活動に要する費用として一律に負担すべき経費（上限あり）	
卒業アルバム費	小6・中3	保護者が学校に納める金額（上限あり）	
オンライン学習通信費	全学年	15,000円	

※ 認定日が年度途中となった場合は、認定日に応じて月割り計算した額が援助額となります。

● ● ●

上記のほか、不明な点や相談等があれば広尾町教育委員会（TEL：2-0186）までご連絡ください。